

# 規制シート(様式)

(別紙1)

110195001320004

平成27年6月22日

規制の名称	移動受信用地上基幹放送の制度の在り方	所管府省	総務省
根拠法令等	放送法(昭和25年法律第132号)、電波法(昭和25年法律第131号)、放送法施行規則、電波法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	情報流通行政局放送政策課長 長塩義樹
規制目的	移動受信用地上基幹放送の制度を新設し、許認可等の処分を行っていくもの		
規制内容の概要	移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画の認定の申請が必要。(電波法第27条の13) 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者は、基幹放送の業務の認定の申請が必要。(放送法第93条) 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	検討中	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	放送法附則第3条、電波法附則第3条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>